

今村復興大臣記者会見に対する抗議文

平成29年4月6日

原発事故被災者支援ひょうご弁護団

団長 古殿宣敬

1. 今村雅弘復興大臣は、平成29年4月4日に行われた閣議後記者会見において、福島県内外から、いわゆる「自主避難」の継続を強いられている原発被災者に対して、帰還している人もいるのだから母子避難者を含めて「自主避難」を継続するかは「自己責任」である、国は「線引き」をしているのであり裁判でもやればよい、などと発言した。

2. この記者会見については、今村復興大臣が記者に対して激昂する姿が報道されており、その様子自体も復興大臣としての資質に疑問を抱かせるものではある。

しかし、より深刻な問題は、「自主避難」を強いられている原発被災者の実態に対する無理解・偏見を、こともあろうに被災者に寄り添うべき復興大臣が露呈していることにある。今村復興大臣の発言からは、原発被災者が、自らは何らの落ち度もないにも関わらず平穏な生活を奪われた「被害者」であり、国は原発を推進し事故を招いた「加害者」であるとの認識が全く伺われない。今村復興大臣の発言に母子避難者を含む多くの原発被災者が深く傷ついている。

3. 与野党全会一致で成立した「子ども被災者支援法」は、福島原発事故により放射性物質が広く拡散していること、放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない

こと、原発被災者が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること、支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的としている（1条）。

そして同法は「基本理念」として「被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が・・・支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」と定めている（2条2項）。

さらに「国の責務」として「国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、前条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」としている（3条）。

「子ども被災者支援法」は、「国の責務」として、被災者の生活を守り支えること、避難を選択することを肯定した上で適切に支援することを明らかにしているのである。今村復興大臣がこの「子ども被災者支援法」を理解しているのか全く疑わしい。

4. そもそも国会事故調査報告書は、福島原発事故は「人災」とであると指摘している。

また本年3月17日に言い渡された前橋地裁判決は、国の賠償責任を認めている。同判決では、国の責任は補充的なものではないこと、区域外の「自主避難者」を含めて賠償責任を負うこと、避難や避難の

継続を選択することも合理的であることなどが判示されている。原発は国策として推進され、福島原発事故はその結果生じたものであるから、国の法的責任が認められることは至極当然のことである。

5. 復興庁、それを統括する復興大臣に求められるのは、避難を選択した者に対しても、避難しなかった者に対しても、避難を継続する者に対しても、帰還をした者に対しても、徹頭徹尾寄り添い、ひとしくこれを支援する姿勢である。繰り返すが、福島原発事故は国が安全を軽視したまま原発を推進し、適時かつ適切な規制権限の行使を怠ったが故に発生した「人災」であり、原発被災者は自らは何らの責任がないにも関わらず平穏な生活が奪われた「被害者」なのであって、区域内外を問わず、原発被災者の避難・避難継続は強いられた選択なのである。これを「自己責任」の一言で片付ける姿勢にもはや復興大臣としての資質を見いだすことができない。そして、この発言は単に今村復興大臣の資質の問題に留まらず、福島原発事故の原因の解明を放棄し、原発被災者に対する完全賠償責任を果たさず、やみくもに帰還ばかりを強制し、自主避難者を切り捨てようとする現在の国全体の姿勢がにじみ出たものと感じざるを得ない。

6. 「自主避難者」は本年3月末日に住宅の無償支援が打ち切られるなど経済的にも精神的にも窮境に追いやられている。今村復興大臣がこの記者会見を真摯に反省するのであれば、まずは早急に住宅の無償支援を国の責任で再開させるか、「窓口」と位置づけた福島県をしてこれを再開させるべきである。

そして、国は前橋地裁判決を謙虚に受けとめ、原発事故の原因解明と責任の所在を明確化し、東電を隠れ蓑とせずに前面に立って自主避

難者・滞在者・帰還者全てに対する完全賠償を行うべきである。

以 上